

川西町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県地方創生総合戦略及び川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏から川西町に移住して就業又は起業した者等に対し、予算の範囲内において、移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、法令及び奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領（令和元年7月26日付け雇政第177号及び産総セ第186号通知。以下「県実施要領」という。）並びに川西町交付金等交付規則（平成29年規則第21号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 川西町へ住民票を移し、生活の本拠を川西町へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 移住支援金の対象として奈良県が選定した法人であつて、奈良県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (5) 起業支援金 県実施要領に基づき奈良県が補助する執行団体が起業者に対して支出する補助金をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号から第6号のいずれかの要件を満たす就業又は起業等に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあつては第7号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も（ア）及び（イ）における移住元としての対象期間とすることができる。

（ア） 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ） 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をし

ていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）

イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

（ア） 支援金の申請時において、移住後 1 年以内であること。

（イ） 川西町に、支援金の申請日から 5 年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

（ア） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号。以下「法」という。））でないこと。

（イ） 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（ウ） 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のうち、いずれかの在留資格を有すること。

（エ） 移住元において直近 1 年間市区町村税等を滞納していない者であること。

（オ） 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合及び過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が 5 年以上経過して 18 歳以上となり支援金の申請者となった場合で、奈良県及び川西町が適当と認める場合を除く。

（カ） その他奈良県又は川西町が支援金の対象として町長が不適当と認めた者でないこと。

（2） 就業に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 勤務地が奈良県内に所在すること。

イ 就業先が、奈良県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。（奈良県以外のマッチングサイトに掲載している求人による就業を除く。）

ウ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 ヶ月以上在職していること。

エ イへの求人応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

オ 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく新規の雇用であること。

（3） 専門人材に関する要件 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が奈良県内に所在すること。

イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (4) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ テレワークにより勤務（原則、通勤しない）し、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
 - ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (5) 関係人口に関する要件
別表 1 の関係人口であって、同表の地域の担い手に該当すると川西町が認める者であること。
- (6) 起業に関する要件 1 年以内に奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (7) 世帯に関する要件 （世帯向けの金額を申請する場合に限る。）次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内であること。
 - エ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団員ではなく、暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（支援金の額）

第 4 条 支援金の額は、別表 2 のとおりとする。

（交付の申請）

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者は、川西町移住支援金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書の写し（顔写真が貼り付けられたものに限る。）
- (2) 移住先の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）
- (3) 移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）
- (4) 移住元における直近 1 年間の市区町村税の納税証明書
- (5) 別表 3 に掲げる証明書類等
- (6) その他町長が必要と認める書類

(報告及び立入調査)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、支援金に関する報告及び立入調査について、奈良県及び川西町から求められた場合には、それに応じなければならない。(交付の決定)

第7条 町長は、支援金の交付を決定したときは、川西町移住支援金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により移住支援金の交付決定を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を川西町移住支援金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(交付請求等)

第9条 第7条の規定により移住支援金交付決定通知書を受けた者は、速やかに川西町移住支援金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(支援金の返還)

第10条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の事項に該当する場合には、期限を定めて川西町移住支援金返還命令書(様式第6号)により支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けた場合

イ 支援金の申請日から3年未満に川西町から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

ア 支援金の申請日から3年以上5年以内に川西町から転出した場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、奈良県と川西町が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

関係人口	地域の担い手
・ 川西町に住んでいたことがある者 ・ 川西町に通勤・通学していたことがある者 ・ 川西町の公式 SNS をフォローしている者 ・ 川西町にふるさと納税を行ったことがある者 ・ 川西町内でイベントを主催もしくはイベント等に出店・参画をしたことがある者 ・ 川西町内で開催された関係人口創出イベントに参加したことがある者 ・ 川西町内のまちづくり活動等に従事したことがある者	川西町内で、以下のいずれかに該当する者。 ・ 農林水産業に就業 ・ 家業等へ就業 ・ 法人又は事業所を経営 ・ 法人又は事業所に勤務 ・ 個人事業主として勤務 ・ 非営利団体の職員等として勤務

別表 2（第 4 条関係）

区分	支援金の額
単身での移住	60 万円
2 人以上の世帯での移住	100 万円

別表 3（第 5 条関係）

区分	証明書類等
移住支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第 2 号）
移住支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
移住する 3 ヶ月前の時点において、連続して 5 年以上、雇用保険の被保険者として東京 23 区に通勤していた者	移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
移住する 3 ヶ月前の時点において、連続して 5 年以上、個人事業主として東京 23 区に通勤していた者	移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類